

- ・パソコン未導入、インターネット利用不可の市区町村分のデータ入力
- ・5月2日以降の市町村合併により市町村名が無くなる市町村分のデータ入力

4 データの入力

- ・具体的な操作については、システム上の操作手引書をご参照ください。
- ※一旦「確定」ボタンを押すと市区町村での訂正はできませんので十分ご注意ください。

5 その他

- ・市区町村の入力時間が重なった場合、WISH回線が混雑し、市区町村の入力画面の登録ボタンクリック時に画面上にエラーが表示され、登録が失敗する場合があります。その場合、時間をおいて再度登録ボタンをクリックしてください。

6 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課健全育成係

TEL 03-5253-1111（内線7909）

FAX 03-3595-2672

放課後児童健全育成事業の実施状況について

自治体コード 市区町村名

1 市区町村の状況

小学校	校	生徒数
小学校1～3年生の総数		*4～6年
所管部局		

2 放課後児童クラブの状況

	調査項目	公立公営	公立民営	民立民営	合計
実施場所別 放課後児童 クラブ数	児童館・児童センター				
	学校の余剰教室				
	学校敷地内専用施設				
	公有地専用施設				
	民有地専用施設				
	民家・アパート				
	公的施設利用				
	団地集会室				
	保育所				
	幼稚園				
	商店街空き店舗				
その他					
合計					
登録児童数別 放課後児童 クラブ数	9人以下				
	10人～19人				
	20人～35人				
	36人～70人				
	71人以上				
合計					
障害児受入数別 放課後児童 クラブ数	受入なし				
	1人				
	2人				
	3人				
	4人以上				
合計					
障害児の定員設定別 クラブ数	定員なし(前年と変更)	()	()	()	()
	定員あり(前年と変更)	()	()	()	()
	合計(前年と変更)	()	()	()	()
終了時刻別 放課後児童 クラブ数	17:00まで				
	17:01～17:30				
	17:31～18:00				
	18:01～18:30				
	18:31～19:00				
	19:01以降				
合計					
休日の開館状況別 放課後児童 クラブ数	土曜日(毎週実施以外)	()	()	()	()
	日曜・祝日				
	長期休暇				
学年別児童数	小学校1年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校2年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校3年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校4～6年生(障害児)	()	()	()	()
	その他(障害児)	()	()	()	()
	合計(障害児)	()	()	()	()
児童の登録状況	登録できなかった児童がいないクラブ数				
	登録できなかった児童がいるクラブ数				
学年別 登録できなかった児童数	小学校1年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校2年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校3年生(障害児)	()	()	()	()
	小学校4～6年生(障害児)	()	()	()	()
	その他(障害児)	()	()	()	()
	合計(障害児)	()	()	()	()

注:()内の数は、再掲である。

(別添)

[作成要領]

この調査の数値は、平成19年5月1日（以下「調査日」という。）現在の状況について入力すること。

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、国庫補助対象外も含めて入力すること。

また、放課後児童健全育成事業を実施していない市区町村においても、（別紙様式1-1）「1 市区町村の状況」欄を入力すること。

[別紙様式1-1]

別紙様式1-1については、市区町村（政令指定都市・中核市を含む。）が作成することとする。

1 市区町村の状況

「小学校」数については、市区町村域にある公立の学校の総数を入力し、「生徒数」も入力すること。

所管部局については、一連の事務処理等を行い、本事業を所管する部局名を入力すること。

2 放課後児童クラブの状況

調査項目については、全て設置運営主体別に入力すること。

- ・ 公立公営
市町村又は特別区が設置・運営する放課後児童クラブ
- ・ 公立民営
市町村又は特別区が設置し、社会福祉法人又は運営委員会等の民間団体に運営を委託している（運営に関し、委託と同等の関与があると認められる場合を含む。）放課後児童クラブ
- ・ 民立民営
社会福祉法人又は運営委員会等の民間団体が設置・運営する放課後児童クラブ

① 実施場所別放課後児童クラブ数

実施場所別の放課後児童クラブ数を入力すること。

なお、マンション等、住宅内での実施については「民家・アパート」に、公民館や福祉センター等については「公的施設利用」に含めること。

② 登録児童数別放課後児童クラブ数

登録児童数別の放課後児童クラブ数を入力すること。

③ 障害児受入数別放課後児童クラブ数

障害児の受入数別の放課後児童クラブ数を入力すること。

※ 障害児…療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、医師、児童相談所等公的機関からこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童とする。（手帳所持等が不明な場合には、市町村において既に本事業において障害児として把握している数を入力すること。）

④ 障害児の定員設定別クラブ数

③で障害児を受け入れるクラブについて、事業実施要領等における障害児についての定員設定の有無別のクラブ数を入力すること。

また、前年と定員設定の有無に変更がある場合（前年は設定していたが、本年は設定をしなくなった等）は、（ ）内にそのクラブ数を再掲として入力すること。

⑤ 終了時刻別放課後児童クラブ数

終了時刻別に放課後児童クラブ数を入力すること。

※ 終了時刻…放課後児童クラブの事業実施要領等で定められ、利用者等に周知されている児童受入の終了時刻。

⑥ 休日の開館状況別放課後児童クラブ数（複数回答可）

・ 土曜日

事業実施要領等において、通常土曜日を開設日としている放課後児童クラブ数を入力すること。

また、毎週実施していない場合（隔週、月1回など）は、（ ）内にそのクラブ数を再掲として入力すること。

・ 日曜日及び祝日

事業実施要領等において、日曜日及び祝日を開設日としている放課後児童クラブ数を入力すること。

・ 長期休暇

事業実施要領等において、夏休み等の長期休暇を開設日としている放課後児童クラブ数を入力すること。

⑦ 学年別児童数

登録児童の学年別の児童数を入力すること。

また、登録児童数のうち障害児を登録している場合は、（ ）内にその登録数を再掲として入力すること。

⑧ 児童の登録状況

・ 登録できなかった児童がいないクラブ数（いわゆる「待機児童」がいないクラブ数）

登録できなかった児童がいないクラブ数を入力すること。

・ 登録できなかった児童がいるクラブ数（いわゆる「待機児童」数を把握するクラブ数）

放課後児童クラブの対象児童が、利用申し込みをしたが何らかの理由で登録できなかった児童がいることを把握するクラブの数を入力すること。

⑨ 登録できなかった児童数

⑧において登録できなかった児童数を学年別に入力すること。

登録できなかった児童数のうち障害児がいる場合には、() 内にその数を再掲として入力すること。

⑩ 放課後児童クラブ数について

以下の数は一致していること

- ・ 「実施場所別」、「登録児童数別」、「障害児受入数別」、「終了時刻別」の各放課後児童クラブ数の「合計欄」
- ・ 「障害児受入人数別」の放課後児童クラブ数の「合計欄」から「受入なし」を除いた数と、「障害児の定員設定別」放課後児童クラブ数の「合計欄」

【留意点】

入力に当たっては、前年数値と比較し、増減が著しく大きいときはその理由を確認するなど、誤りがないか十分に確認の上、入力願います。

〔別紙様式1-2〕について

各市町村が別紙様式1-1の内容を入力すると、都道府県では、別紙様式1-2の様式に従って、自動的にデータが集計される。

(政令指定都市、中核市は、直接厚生労働省にデータが集計される。)

各都道府県は、全市区町村のデータが入力されたものを確認した上で、数値を確定する。なお、確定に当たっては、前年数値と比較し、増減が著しく大きいときはその理由を確認するなど、誤りがないか十分に確認願います。

なお、パソコンが導入されていない、インターネットが利用できない等の理由で入力作業ができない市区町村においては、市区町村の代わりに都道府県で入力をお願いしたい。

〔別紙様式1-3〕について

(別紙様式1-2)が入力されると、自動的に(別紙様式1-3)に集計される。

(別紙)

■ 社会総がかりで教育再生を（教育再生会議・第一次報告）（抄）

Ⅱ. 教育再生のための当面の取組 <教育内容の改革>

1. 「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する

－「塾に頼らなくても学力がつく」、教育格差を絶対生じさせない－

(1)「基礎学力強化プログラム」

- 教育委員会・学校は、「放課後子どもプラン」(注)の活用などにより、ボランティアの協力を得て、補習などを行う「土曜スクール」を実施するように努める。

※「放課後子どもプラン」とは、放課後や土曜日の子供の安全で健やかな居場所、遊び場を確保し、勉強やスポーツ、文化活動が地域住民との交流活動等に取り組む事業をいう。参加は自由であり、子供たちが自由にただひたすらのびのびと遊べるような環境を整備することも重要である。

<「社会総がかり」での全国的な参画>

7. 「社会総がかり」で子供の教育にあたる

(2)地域社会の対応 ー学校を開放し、地域全体で子供を育てるー

【放課後子どもプランの全国展開、地域リーダー(教育コーディネーター)の活用】

- 「放課後子どもプラン」(注)は、異年齢交流や集団活動により、子供を心豊かにたくましく育てるための「根っこ」となるものであり、学習意欲と学力・体力・創造力の向上に資するところも大である。さらに、地域の生活環境の改善、地域活性化の起爆剤ともなるものである。

本事業においては、学校のほか自治体、スポーツ団体、ボランティア、地元企業等が連携して、多様なプロジェクト(地域の祭りなどの伝統・文化活動、スポーツ活動、演劇などの芸術活動、自然体験活動など)に取り組む。そうすることで、家庭や学校とは異なる子供たちの「居場所」を確保し、様々な体験を通して、地域社会と交流を深め、対人関係能力の向上を図る。省庁の縦割りを排して現場中心の取組とするため、地域リーダーの協力を得て、実効ある実施体制を設けるなど、各自治体が責任をもって取り組む。